

# オミクロン株の特性を踏まえた 保育所・認定こども園における新型コロナウイルス感染症発生時等の対応方針

令和4年2月7日改定

園児や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応については、以下の1～4のとおりお願いします。

なお、1～3の基準により園児が保育所等に登園しなかった場合、または臨時休業となった場合、保育所等に登園しなかった期間の利用者負担額（保育料）は日割り計算の対象となります。

## 1 園児が以下の事由に該当する場合

事 由	お休みいただく期間	保育所・認定こども園の対応
(1) 発熱や呼吸器症状が認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査（PCR検査等<sup>*1</sup>。以下同様）しない場合、解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善するまで</li> <li>・検査結果が陽性の場合、(2)のとおり対応</li> <li>・検査結果が陰性の場合、解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善するまで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所（通常保育を実施）</li> <li>・かかりつけ医または受診・相談センターに連絡するよう依頼</li> </ul>
(2) 感染（検査で陽性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治癒するまで（無症状の場合は検体採取日から7日間を経過するまで）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接触者の特定や消毒作業を行う期間は臨時休業可能</li> <li>・「感染の可能性がある方」以外の職員で「感染の可能性がある方」以外の園児への保育を実施</li> </ul>
(3) 濃厚接触者（保育所等が「感染の可能性がある方」に指定した場合を含む。以下同様）に特定された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察期間終了まで（ただし、7日間の待機期間を経過した後、登園できる場合があります<sup>*2</sup>。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所（通常保育を実施）</li> <li>・発熱や呼吸器症状が認められる場合、かかりつけ医または受診・相談センターに連絡するよう依頼</li> </ul>

## 2 園児の同居家族が以下の事由に該当する場合

事 由	お休みいただく期間	保育所・認定こども園の対応
(1) 発熱や呼吸器症状が認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該同居家族が回復するまで（ただし、その後陽性となった場合、園児が濃厚接触者となるので1(3)のとおり対応）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所（通常保育を実施）</li> <li>・当該同居家族について、かかりつけ医または受診・相談センターに連絡するよう依頼</li> </ul>
(2) 感染（検査で陽性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児が濃厚接触者となるため、1(3)のとおり対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所（通常保育を実施）</li> </ul>
(3) 濃厚接触者に特定された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該同居家族と陽性者（園児以外）との最終接触日の翌日から7日間（待機期間）を経過するまで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所（通常保育を実施）</li> </ul>

### 3 感染拡大の恐れがあるとして、市が家庭保育の協力を要請した場合

原則開所して通常保育を実施しますが、保護者が家庭で子どもを保育できる場合など、可能な範囲で家庭での保育への協力を保護者に依頼することになります。ただし、この場合でも必要な者に保育が提供されないということのないよう対応してください。

### 4 職員が以下の事由に該当する場合

事 由	お休みいただく期間	保育所・認定こども園の対応
(1)発熱や呼吸器症状が認められる場合	・新型コロナウイルス感染症ではないと確定された場合または検査結果が陰性の場合、解熱後 24 時間経過し、呼吸器症状が改善するまで	・開所（通常保育を実施） ・かかりつけ医または受診・相談センターに連絡するよう依頼
(2)感染（検査で陽性）	・保健所または医療機関による就業制限が解除されるまで（無症状の場合は検体採取日から 7 日間を経過するまで）	・接触者の特定や消毒作業を行う期間は臨時休業可能 ・「感染の可能性がある方」以外の職員で「感染の可能性がある方」以外の園児への保育を実施
(3)濃厚接触者に特定された場合	・陽性者との最終接触日の翌日から 7 日間の待機期間終了まで <sup>※3</sup>	・開所（通常保育を実施）

※1 PCR 検査等とは、保健所または医療機関の指示に基づき受けた検査のほか、自費検査等の任意で行う PCR 検査や抗原検査を含みます。

※2 濃厚接触者の健康観察期間は、陽性者との最終接触日の翌日から 10 日間の間、1日2回の体温測定および体調管理を行ってください。園の利用については、陽性者との最終接触日の翌日から 7 日間を経過した場合、マスク着用のうえで登園することができます。

なお、この場合、マスクの着用が困難な園児は、保育所等の感染症対策の体制が整っており、受け入れ可能と判断されれば、登園することができます。

※3 職員が濃厚接触者となった場合、陽性者との最終接触日の翌日から 7 日間を経過後、マスク着用のうえで出勤することができますが、健康観察期間（陽性者との最終接触日の翌日から 10 日間の間）は、1日2回の体温測定および体調管理を行ってください。なお、厚生労働省が示す所定の基準を満たした場合に限り、5日目から出勤することが認められています。

同居家族等が感染し、濃厚接触者となった園児または職員の待機期間については、保健所が指定する期間を保護者または職員から聞き取り、保健所の指示に従ってください。